

中華人民共和國個人情報保護法
中华人民共和国个人信息保护法

(2021 年 8 月 20 日第 13 期全國人民代表大會常務委員會第 30 回會議にて可決)

翻訳：華鐘コンサルタントグループ

中国語原文	日本語対訳
第一章 总 则	第 1 章 総則
第一条 为了保护个人信息权益，规范个人信息处理活动，促进个人信息合理利用，根据宪法，制定本法。	第 1 条 個人情報 の 権益 を 保護 し、個人情報 の 処理 活動 を 規範 化 し、個人情報 の 合理的 な 利用 を 促進 する ため に、憲法 に 基づ き、本法 を 制定 する。
第二条 自然人的个人信息受法律保护，任何组织、个人不得侵害自然人的个人信息权益。	第 2 条 自然人 の 個人情報 は、法律 の 保護 を 受け、如何 なる 組織 、個人 も 自然人 の 個人情報 権益 を 侵害 し て は なら ない。
第三条 在中华人民共和国境内处理自然人个人信息的活动，适用本法。 在中华人民共和国境外处理中华人民共和国境内自然人个人信息的活动，有下列情形之一的，也适用本法： (一) 以向境内自然人提供产品或者服务为目的； (二) 分析、评估境内自然人的行为； (三) 法律、行政法规规定的其他情形。	第 3 条 中華人民共和國 国内 で 自然人 の 個人情報 を 処理 する 活動 に、本法 を 適用 する。 以下 の 状況 の うち ひとつ に 該当 する 場合 、中華人民共和國 の 国外 で 中華人民共和國 国内 の 自然人 の 個人情報 を 処理 する 活動 にも、本法 を 適用 する。 (1) 国内 の 自然人 に 製品 又は サービス を 提供 する こと を 目的 と する (2) 国内 の 自然人 の 行動 を 分析 、評価 する (3) 法律 、行政法規 が 規定 する その 他 の 状況
第四条 个人信息是以电子或者其他方式记录的与已识别或者可识别的自然人有关的各种信息，不包括匿名化处理后后的信息。 个人信息的处理包括个人信息的收集、存储、使用、加工、传输、提供、公开、删除等。	第 4 条 個人情報 は、電子的 又は その 他 の 方式 で 記録 され、識別 済 又は 識別 可能 な 自然人 に 関連 する 各種 情報 であり、匿名化 処理 された 情報 を 含ま ない。 個人情報 の 処理 に は、個人情報 の 収集 、保存 、使用 、加工 、伝送 、提供 、公開 、削除 等 を 含む。
第五条 处理个人信息应当遵循合法、正当、必要和诚信原则，不得通过误导、欺诈、胁迫等方式处理个人信息。	第 5 条 個人情報 の 処理 は、合法 、正当 、必要 及び 誠実 の 原則 を 遵守 し なければ ならず、ミスリード 、詐欺 、脅迫 等 の 方法 で 個人情報 を 処理 し て は なら ない。
第六条 处理个人信息应当具有明确、合理的目的，并应当与处理目的直接相关，采取	第 6 条 個人情報 の 処理 は、明確 で 合理的 な 目的 が なければ ならず、かつ、処理 目的

对个人权益影响最小的方式。 收集个人信息，应当限于实现处理目的的最小范围，不得过度收集个人信息。	と直接関連し、個人權益への影響が最小となる方法を採用しなければならない。 個人情報収集は、処理目的を実現する最小範囲に限るものとし、過度に個人情報を収集してはならない。
第七条 处理个人信息应当遵循公开、透明原则，公开个人信息处理规则，明示处理的目的、方式和范围。	第7条 個人情報の処理は、公開、透明の原則を遵守し、個人情報処理規則を公開し、処理の目的、方式、範囲を明示しなければならない。
第八条 处理个人信息应当保证个人信息的质量，避免因个人信息不准确、不完整对个人权益造成不利影响。	第8条 個人情報の処理は、個人情報の質を保証し、個人情報が不正確、不完全であることによる個人の權益への悪影響を回避しなければならない。
第九条 个人信息处理者应当对其个人信息处理活动负责，并采取必要措施保障所处理的个人信息的安全。	第9条 個人情報処理者は、その個人情報処理活動に責任を負い、かつ、必要な措置を講じて、処理する個人情報の安全を保障しなければならない。
第十条 任何组织、个人不得非法收集、使用、加工、传输他人个人信息，不得非法买卖、提供或者公开他人个人信息；不得从事危害国家安全、公共利益的个人信息处理活动。	第10条 如何なる組織、個人も、他人の個人情報を違法に収集、使用、加工、伝送してはならず、他人の個人情報を違法に売買、提供又は公開してはならない。国家の安全、公共の利益に危害を及ぼす個人情報処理活動に従事してはならない。
第十一条 国家建立健全个人信息保护制度，预防和惩治侵害个人信息权益的行为，加强个人信息保护宣传教育，推动形成政府、企业、相关社会组织、公众共同参与个人信息保护的良好环境。	第11条 国家は、健全な個人情報保護制度を構築し、個人情報權益を侵害する行為を予防、処罰し、個人情報保護の宣伝・教育を強化し、政府、企業、関連の社会組織、公衆が共同で個人情報の保護に参加する良好な環境の形成を推進する。
第十二条 国家积极参与个人信息保护国际规则的制定，促进个人信息保护方面的国际交流与合作，推动与其他国家、地区、国际组织之间的个人信息保护规则、标准等互认。	第12条 国家は、個人情報保護の国際規則の制定に積極的に参加し、個人情報保護に関する国際交流や協力を促進し、他の国、地域、国際組織との間の個人情報保護の規則や基準等の相互認可を推進する。
第二章 个人信息处理规则	第2章 個人情報処理規則
第一节 一般规定	第1節 一般規定
第十三条 符合下列情形之一的，个人信息处理者方可处理个人信息：	第13条 個人情報処理者は、以下のうちひとつに該当してはじめて、個人情報を処理

(一) 取得个人的同意； (二) 为订立、履行个人作为一方当事人的合同所必需，或者按照依法制定的劳动规章制度和依法签订的集体合同实施人力资源管理所必需； (三) 为履行法定职责或者法定义务所必需； (四) 为应对突发公共卫生事件，或者紧急情况下为保护自然人的生命健康和财产安全所必需； (五) 为公共利益实施新闻报道、舆论监督等行为，在合理的范围内处理个人信息； (六) 依照本法规定在合理的范围内处理个人自行公开或者其他已经合法公开的个人信息； (七) 法律、行政法规规定的其他情形。 依照本法其他有关规定，处理个人信息应当取得个人同意，但是有前款第二项至第七项规定情形的，不需取得个人同意。	することができる。 (1) 個人の同意を得ている場合 (2) 個人を一方当事者とする契約を締結、履行するために必要であり、又は、法に基づき制定した労働規則制度及び法に基づき締結した集団契約に従って人的資源を管理する上で必要である場合 (3) 法定の職責又は法定の義務を履行するために必要である場合 (4) 突発的な公衆衛生事件に対応するため、又は緊急の状況下で、自然人の生命の健康や財産の安全を保護するために必要である場合 (5) 公共の利益のためにニュース報道、世論監督等の行為を行うために、合理的な範囲内で個人情報进行处理する場合 (6) 本法の規定に照らし、個人が自ら公開した個人情報又は既に合法的に公開されているその他の個人情報を合理的な範囲内で処理する場合 (7) 法律、行政法規が規定するその他の状況。 本法のその他の関連規定に従って個人情報を処理する場合、個人の同意を取得しなければならないが、前項第 2～第 7 に規定する状況に該当する場合は、個人の同意を得る必要はない。
第十四条 基于个人同意处理个人信息的，该同意应当由个人在充分知情的前提下自愿、明确作出。法律、行政法规规定处理个人信息应当取得个人单独同意或者书面同意的，从其规定。 个人信息的处理目的、处理方式和处理的个人信息种类发生变更的，应当重新取得个人同意。	第 14 条 個人の同意に基づいて個人情報を処理する場合、当該同意は、個人が十分に知っていることを前提として自発的、明確になされなければならない。法律、行政法規が、個人情報を処理する場合には個人の単独の同意又は書面の同意を得なければならないと規定している場合、その規定に従う。 個人情報の処理目的、処理方式、処理する個人情報の種類に変更が生じた場合、新たに個人の同意を得なければならない。

第十五条 基于个人同意处理个人信息的，个人有权撤回其同意。个人信息处理者应当提供便捷的撤回同意的方式。 个人撤回同意，不影响撤回前基于个人同意已进行的个人信息处理活动的效力。	第 15 条 個人の同意に基づいて個人情報処理する場合、個人はその同意を撤回する権利を有する。個人情報処理者は、簡便な同意撤回方法を提供しなければならない。 個人が同意を撤回することは、撤回前に個人の同意に基づいて行われた個人情報処理活動の効力に影響を与えない。
第十六条 个人信息处理者不得以个人不同意处理其个人信息或者撤回同意为由，拒绝提供产品或者服务；处理个人信息属于提供产品或者服务所必需的除外。	第 16 条 個人情報処理者は、個人がその個人情報の処理に同意しないこと、又は同意を撤回したことを理由に、製品又はサービスの提供を拒否してはならない。個人情報の処理が製品又はサービスの提供に必要な場合を除く。
第十七条 个人信息处理者在处理个人信息前，应当以显著方式、清晰易懂的语言真实、准确、完整地向个人告知下列事项： （一）个人信息处理者的名称或者姓名和联系方式； （二）个人信息处理目的、处理方式，处理的个人信息种类、保存期限； （三）个人行使本法规定权利的方式和程序； （四）法律、行政法规规定应当告知的其他事项。 前款规定事项发生变更的，应当将变更部分告知个人。 个人信息处理者通过制定个人信息处理规则的方式告知第一款规定事项的，处理规则应当公开，并且便于查阅和保存。	第 17 条 個人情報処理者は、個人情報を処理する前に、分かりやすい方法、明確で分かりやすい言語で、以下の事項を真実、正確、完全に個人に告知しなければならない。 （1）個人情報処理者の名称又は氏名及び連絡先 （2）個人情報の処理目的、処理方式、処理する個人情報の種類、保存期間 （3）個人が本法に規定する権利を行使する方法及び手順 （4）法律、行政法規が告知すべきであると規定するその他の事項。 前項に規定する事項に変更が生じた場合、変更部分を個人に告知しなければならない。 個人情報処理者は、個人情報処理規則を制定することにより第 1 項に規定する事項を告知する場合、処理規則を公開し、かつ、閲覧や保存を容易にしなければならない。
第十八条 个人信息处理者处理个人信息，有法律、行政法规规定应当保密或者不需要告知的情形的，可以不向个人告知前条第一款规定的事项。 紧急情况下为保护自然人的生命健康和	第 18 条 個人情報処理者は、個人情報を処理する際に、法律、行政法規が守秘すべき又は告知する必要がないと規定している場合、前条第 1 項に規定する事項を個人に通知しなくてもよい。

财产安全无法及时向个人告知的，个人信息处理者应当在紧急情况消除后及时告知。	緊急の状況下で、自然人の生命の健康や財産の安全を保護するためには速やかに個人に告知し得ない場合、個人情報処理者は緊急状況が解消された後、速やかに告知しなければならない。
第十九条 除法律、行政法规另有规定外，个人信息的保存期限应当为实现处理目的所必要的最短时间。	第 19 条 法律、行政法規が別途規定を有する場合を除き、個人情報の保存期限は、処理目的を実現するために必要な最短時間としなければならない。
第二十条 两个以上的个人信息处理者共同决定个人信息的处理目的和处理方式的，应当约定各自的权利和义务。但是，该约定不影响个人向其中任何一个个人信息处理者要求行使本法规定的权利。 个人信息处理者共同处理个人信息，侵害个人信息权益造成损害的，应当依法承担连带责任。	第 20 条 二者以上の個人情報処理者が共同で個人情報の処理目的及び処理方式を決定する場合は、各自の権利及び義務を約定しなければならない。但し、当該約定は、個人がいずれか一方の個人情報処理者に対して本法に規定する権利の行使を要求することに影響を与えない。 個人情報処理者が共同で個人情報を処理し、個人情報権益を侵害して損害を与えた場合、法に基づき連帯責任を負わなければならない。
第二十一条 个人信息处理者委托处理个人信息的，应当与受托人约定委托处理的目的、期限、处理方式、个人信息的种类、保护措施以及双方的权利和义务等，并对受托人的个人信息处理活动进行监督。 受托人应当按照约定处理个人信息，不得超出约定的处理目的、处理方式等处理个人信息；委托合同不生效、无效、被撤销或者终止的，受托人应当将个人信息返还个人信息处理者或者予以删除，不得保留。 未经个人信息处理者同意，受托人不得转委托他人处理个人信息。	第 21 条 個人情報処理者が個人情報の処理を委託する場合、受託者との間で処理を委託する目的、期限、処理方式、個人情報の種類、保護措置、双方の権利及び義務等を約定し、かつ、受託者の個人情報処理活動を監督しなければならない。 受託者は、約定に従って個人情報を処理するものとし、約定した処理目的、処理方式等を逸脱して個人情報を処理してはならない。委託契約が発効しない、無効、撤回又は終了した場合、受託者は個人情報を個人情報処理者に返却し、又は削除しなければならない。 個人情報処理者の同意を得ずに、受託者が他人に個人情報の処理を再委託してはならない。
第二十二条 个人信息处理者因合并、分立、解散、被宣告破产等原因需要转移个人信息	第 22 条 個人情報処理者が合併、分離、解散、破産宣告等により個人情報を移転する

的，应当向个人告知接收方的名称或者姓名和联系方式。接收方应当继续履行个人信息处理者的义务。接收方变更原先的处理目的、处理方式的，应当依照本法规定重新取得个人同意。	必要がある場合、個人に対して受領者の名称又は氏名、連絡先を告知しなければならない。受領者は、個人情報処理者の義務を引続き履行しなければならない。受領者がもとの処理目的、処理方式を変更する場合、本法の規定に従って新たに個人の同意を得なければならない。
第二十三条 个人信息处理者向其他个人信息处理者提供其处理的个人信息的，应当向个人告知接收方的名称或者姓名、联系方式、处理目的、处理方式和个人信息的种类，并取得个人的单独同意。接收方应当在上述处理目的、处理方式和个人信息的种类等范围内处理个人信息。接收方变更原先的处理目的、处理方式的，应当依照本法规定重新取得个人同意。	第 23 条 個人情報処理者が他の個人情報処理者に自身が処理した個人情報を提供する場合、個人に対し、受領者の名称又は氏名、連絡先、処理目的、処理方式、個人情報の種類を告知し、かつ、個人の単独の同意を得なければならない。受領者は、上記の処理目的、処理方式、個人情報の種類等の範囲内で個人情報を処理しなければならない。受領者がもとの処理目的、処理方式を変更する場合、本法の規定に従って新たに個人の同意を取得しなければならない。
第二十四条 个人信息处理者利用个人信息进行自动化决策，应当保证决策的透明度和结果公平、公正，不得对个人在交易价格等交易条件上实行不合理的差别待遇。 通过自动化决策方式向个人进行信息推送、商业营销，应当同时提供不针对其个人特征的选项，或者向个人提供便捷的拒绝方式。 通过自动化决策方式作出对个人权益有重大影响的决定，个人有权要求个人信息处理者予以说明，并有权拒绝个人信息处理者仅通过自动化决策的方式作出决定。	第 24 条 個人情報処理者が個人情報を利用して意思決定の自動化を行う場合、意思決定の透明性や結果の公平、公正を保障しなければならない。個人に対し取引価格等の取引条件において不合理な差別待遇を行ってはならない。 意思決定の自動化方式により個人に情報を配信し、ビジネスマーケティングを行う場合、その個人の特徴にピンポイントで対応しない選択肢を同時に提供し、又は、個人に簡便な拒絶方法を提供しなければならない。 意思決定の自動化方式により個人の權益に重大な影響を及ぼす決定を下す場合、個人は個人情報処理者に説明を求める権利を有し、かつ、個人情報処理者が意思決定の自動化方式のみで決定を下すことを拒絶する権利を有する。
第二十五条 个人信息处理者不得公开其处理的个人信息，取得个人单独同意的除外。	第 25 条 個人情報処理者は、その処理する個人情報を公開してはならないが、個人の

	単独の同意を得た場合を除く。
第二十六条 在公共场所安装图像采集、个人身份识别设备，应当为维护公共安全所必需，遵守国家有关规定，并设置显著的提示标识。所收集的个人图像、身份识别信息只能用于维护公共安全的目的，不得用于其他目的；取得个人单独同意的除外。	第 26 条 公共の場所に画像収集、個人の身元識別設備を設置する場合、公共の安全を維持するために必要であり、国家の関連規定を遵守し、かつ、分かりやすい場所に標識を設置しなければならない。収集した個人の画像、身元識別情報は、公共の安全を維持する目的にのみ用いることができ、その他の目的に用いてはならない。個人の単独の同意を得た場合を除く。
第二十七条 个人信息处理者可以在合理的范围内处理个人自行公开或者其他已经合法公开的个人信息；个人明确拒绝的除外。个人信息处理者处理已公开的个人信息，对个人权益有重大影响的，应当依照本法规定取得个人同意。	第 27 条 個人情報処理者は、個人が自ら公開している個人情報又は既に合法的に公開されているその他の個人情報を、合理的な範囲内で処理することができる。個人が明確に拒絶する場合を除く。個人情報処理者が既に公開されている個人情報を処理し、個人の権益に重大な影響を及ぼす場合、本法の規定に従って個人の同意を得なければならない。
第二节 敏感个人信息的处理规则	第 2 節 デリケートな個人情報の処理規則
第二十八条 敏感个人信息是一旦泄露或者非法使用，容易导致自然人的人格尊严受到侵害或者人身、财产安全受到危害的个人信息，包括生物识别、宗教信仰、特定身份、医疗健康、金融账户、行踪轨迹等信息，以及不满十四周岁未成年人的个人信息。 只有在具有特定的目的和充分的必要性，并采取严格保护措施的情形下，个人信息处理者方可处理敏感个人信息。	第 28 条 デリケートな個人情報とは、一旦漏洩又は不法に使用されると、自然人の人格の尊厳が侵害され、又は人身、財産の安全が危害を受けやすい個人情報であり、生体認証、宗教信仰、身元特定、医療健康、金融口座、行方軌跡等の情報及び 14 歳未満の未成年者の個人情報を含む。 特定の目的及び充分な必要性がある場合で、かつ、厳格な保護措置を講じた状況下でのみ、個人情報処理者はデリケートな個人情報を処理することができる。
第二十九条 处理敏感个人信息应当取得个人的单独同意；法律、行政法规规定处理敏感个人信息应当取得书面同意的，从其规定。	第 29 条 デリケートな個人情報を処理する場合、個人の単独の同意を得なければならない。法律、行政法規が、デリケートな個人情報の処理には書面の同意を得なければならないと規定している場合、その規定に従う。
第三十条 个人信息处理者处理敏感个人信	第 30 条 個人情報処理者がデリケートな

息的，除本法第十七条第一款规定的事项外，还应当向个人告知处理敏感个人信息的必要性以及对个人权益的影响；依照本法规定可以不向个人告知的除外。	個人情報を処理する場合、本法第 17 条第 1 項に規定する事項のほか、更に、個人に対して、デリケートな個人情報の処理の必要性及び個人の権益への影響を告知しなければならない。本法の規定に基づき個人に告知しなくてもよい場合を除く。
第三十一条 个人信息处理者处理不满十四周岁未成年人个人信息的，应当取得未成年人的父母或者其他监护人的同意。 个人信息处理者处理不满十四周岁未成年人个人信息的，应当制定专门的个人信息处理规则。	第 31 条 個人情報処理者が 14 歳未満の未成年者の個人情報を処理する場合、未成年者の父母又はその他の保護者の同意を得なければならない。 個人情報処理者が 14 歳未満の未成年者の個人情報を処理する場合、専門の個人情報処理規則を制定しなければならない。
第三十二条 法律、行政法规对处理敏感个人信息规定应当取得相关行政许可或者其他限制的，从其规定。	第 32 条 法律、行政法規が、デリケートな個人情報の処理について、関連の行政許可を取得するよう規定し、又はその他の制限的規定を設けている場合、その規定に従う。
第三节 国家机关处理个人信息的特别规定	第 3 節 国家機関が個人情報を処理する場合の特別規定
第三十三条 国家机关处理个人信息的活动，适用本法；本节有特别规定的，适用本节规定。	第 33 条 国家機関が個人情報を処理する活動には、本法を適用する。本節に特別規定がある場合は、本節の規定を適用する。
第三十四条 国家机关为履行法定职责处理个人信息，应当依照法律、行政法规规定的权限、程序进行，不得超出履行法定职责所必需的范围和限度。	第 34 条 国家機関が法定の職責を履行するために個人情報を処理する場合、法律、行政法規が規定する権限、手順に従って実施するものとし、法定職責の履行に必要な範囲や限度を逸脱してはならない。
第三十五条 国家机关为履行法定职责处理个人信息，应当依照本法规定履行告知义务；有本法第十八条第一款规定的情形，或者告知将妨碍国家机关履行法定职责的除外。	第 35 条 国家機関が法定の職責を履行するために個人情報を処理する場合、本法の規定に従い告知義務を履行しなければならない。本法第 18 条第 1 項に規定する状況に該当する場合、又は告知が国家機関の法定職責の履行を妨げる場合を除く。
第三十六条 国家机关处理的个人信息应当在中华人民共和国境内存储；确需向境外提供的，应当进行安全评估。安全评估可以要求有关部门提供支持协助。	第 36 条 国家機関が処理する個人情報は、中華人民共和国国内で保存しなければならない。国外に提供する確たる必要がある場合は、安全評価を実施しなければならない。安全評価は、関連部門に支援や協力を求め

	ることができる。
第三十七条 法律、法规授权的具有管理公共事务职能的组织为履行法定职责处理个人信息，适用本法关于国家机关处理个人信息的规定。	第 37 条 法律法規が授權する、公共事務を管理する職能を有する組織が法定の職責を履行するために個人情報を処理する場合、本法の、国家機関が個人情報を処理する際の規定を適用する。
第三章 个人信息跨境提供的规则	第 3 章 個人情報の国境を越えた提供に関する規則
第三十八条 个人信息处理者因业务等需要，确需向中华人民共和国境外提供个人信息的，应当具备下列条件之一： （一）依照本法第四十条的规定通过国家网信部门组织的安全评估； （二）按照国家网信部门的规定经专业机构进行个人信息保护认证； （三）按照国家网信部门制定的标准合同与境外接收方订立合同，约定双方的权利和义务； （四）法律、行政法规或者国家网信部门规定的其他条件。 中华人民共和国缔结或者参加的国际条约、协定对向中华人民共和国境外提供个人信息的条件等有规定的，可以按照其规定执行。 个人信息处理者应当采取必要措施，保障境外接收方处理个人信息的活动达到本法规定的个人信息保护标准。	第 38 条 個人情報処理者が、業務等の必要により、中華人民共和国の国外へ個人情報を提供する確たる必要がある場合、以下の条件のうちひとつを備えていなければならない。 (1) 本法第 40 条の規定に基づき、国家ネットワーク情報部門が組織する安全評価に合格している。 (2) 国家ネットワーク情報部門の規定に従い、専門機関による個人情報保護認証を受けている。 (3) 国家ネットワーク情報部門が制定する標準契約に従って国外の受領者と契約を締結し、双方の権利と義務を約定している。 (4) 法律、行政法規又は国家ネットワーク情報部門が規定するその他の条件。 中華人民共和国が締結又は参加している国際条約、協定が、中華人民共和国国外に対して個人情報を提供する条件等を規定している場合、その規定に従って実施することができる。 個人情報処理者は、必要な措置を講じて、国外の受領者が個人情報を処理する活動が本法に規定する個人情報保護の基準に達していることを保障しなければならない。
第三十九条 个人信息处理者向中华人民共和国境外提供个人信息的，应当向个人告知境外接收方的名称或者姓名、联系方式、处理目的、处理方式、个人信息的种类以及个人向境外接收方行使本法规定权利的方式和	第 39 条 個人情報処理者が中華人民共和国国外に個人情報を提供する場合、国外の受領者の名称又は氏名、連絡先、処理の目的、処理方式、個人情報の種類、個人が国外受領者に対して本法に規定する権利を行

程序等事项，并取得个人的单独同意。	使用する方式及び手順等の事項を個人に告知し、かつ、個人の単独の同意を取得しなければならない。
第四十条 关键信息基础设施运营者和处理个人信息达到国家网信部门规定数量的个人信息处理者，应当将在中华人民共和国境内收集和产生的个人信息存储在境内。确需向境外提供的，应当通过国家网信部门组织的安全评估；法律、行政法规和国家网信部门规定可以不进行安全评估的，从其规定。	第 40 条 重要情報インフラ運営者及び個人情報処理が国家ネットワーク情報部門の規定する数量に達している個人情報処理者は、中華人民共和国国内で収集及び発生した個人情報を国内で保存しなければならない。国外に提供する確たる必要がある場合は、国家ネットワーク情報部門が組織する安全評価に合格しなければならない。法律、行政法規及び国家ネットワーク情報部門が安全評価を行わなくてもよいと規定している場合、その規定に従う。
第四十一条 中华人民共和国主管机关根据有关法律和中华人民共和国缔结或者参加的国际条约、协定，或者按照平等互惠原则，处理外国司法或者执法机构关于提供存储于境内个人信息的请求。非经中华人民共和国主管机关批准，个人信息处理者不得向外国司法或者执法机构提供存储于中华人民共和国境内的个人信息。	第 41 条 中華人民共和国主管機関は、関連の法律及び中華人民共和国が締結又は加盟している国際条約、協定に基づき、又は平等互惠の原則に従って、国内に保存されている個人情報の提供に関する外国の司法又は執法機関からの請求を処理する。中華人民共和国主管機関の認可を得ずに、個人情報処理者は、外国の司法又は執法機関に、中華人民共和国国内に保存されている個人情報を提供してはならない。
第四十二条 境外的组织、个人从事侵害中华人民共和国公民的个人信息权益，或者危害中华人民共和国国家安全、公共利益的个人信息处理活动的，国家网信部门可以将其列入限制或者禁止个人信息提供清单，予以公告，并采取限制或者禁止向其提供个人信息等措施。	第 42 条 国外の組織、個人が、中華人民共和国公民の個人情報の権益を侵害する個人情報処理活動又は中華人民共和国の国家の安全、公共の利益に危害を与える個人情報処理活動に従事する場合、国家ネットワーク情報部門は、それらを個人情報提供の制限又は禁止リストに入れ、公告し、かつ、それらに対する個人情報提供の制限又は禁止等の措置を講じることができる。
第四十三条 任何国家或者地区在个人信息保护方面对中华人民共和国采取歧视性的禁止、限制或者其他类似措施的，中华人民共和国可以根据实际情况对该国家或者地区对等采取措施。	第 43 条 いずれの国家又は地域が、個人情報保護において中華人民共和国に対し差別的な禁止、制限又はその他の類似措置を講じた場合、中華人民共和国は、実際の状況に応じて当該国又は地域に対して対等な措

	置を講じることができる。
第四章 个人在个人信息处理活动中的权利	第4章 個人情報処理活動における個人の権利
第四十四条 个人对其个人信息的处理享有知情权、决定权，有权限制或者拒绝他人对其个人信息进行处理；法律、行政法规另有规定的除外。	第44条 個人は、自身の個人情報の処理について知る権利、決定権を有し、他人がその個人情報を処理することを制限又は拒絶する権利を有する。法律、行政法規が別途規定を有する場合を除く。
第四十五条 个人有权向个人信息处理者查阅、复制其个人信息；有本法第十八条第一款、第三十五条规定情形的除外。 个人请求查阅、复制其个人信息的，个人信息处理者应当及时提供。 个人请求将个人信息转移至其指定的个人信息处理者，符合国家网信部门规定条件的，个人信息处理者应当提供转移的途径。	第45条 個人は、個人情報処理者に対し、自身の個人情報を閲覧、複製する権利を有する。本法第18条第1項、第35項に規定する状況に該当する場合を除く。 個人が自身の個人情報の閲覧、複製を請求した場合、個人情報処理者は速やかに提供しなければならない。 個人が、個人情報をその指定する個人情報処理者へ移転するよう請求したとき、国家ネットワーク情報部門が規定する条件に合致する場合、個人情報処理者は移転のルートを提供しなければならない。
第四十六条 个人发现其个人信息不准确或者不完整的，有权请求个人信息处理者更正、补充。 个人请求更正、补充其个人信息的，个人信息处理者应当对其个人信息予以核实，并及时更正、补充。	第46条 個人が、自身の個人情報が不正確又は不完全であることを発見した場合、個人情報処理者に訂正、補充を求める権利を有する。 個人が自身の個人情報の訂正、補充を求めた場合、個人情報処理者はその個人情報を事実確認し、かつ、速やかに訂正、補充しなければならない。
第四十七条 有下列情形之一的，个人信息处理者应当主动删除个人信息；个人信息处理者未删除的，个人有权请求删除： （一）处理目的已实现、无法实现或者为实现处理目的不再必要； （二）个人信息处理者停止提供产品或者服务，或者保存期限已届满； （三）个人撤回同意； （四）个人信息处理者违反法律、行政法规或者违反约定处理个人信息；	第47条 以下の状況のうちひとつに該当する場合、個人情報処理者は、自発的に個人情報を削除しなければならない。個人情報処理者が削除しない場合、個人は削除を求める権利を有する。 （1）処理目的が実現済み、実現できない、又は処理目的の実現のために必要ではない。 （2）個人情報処理者が製品又はサービスの提供を停止し、又は保存期間が満了した。

(五) 法律、行政法规规定的其他情形。 法律、行政法规规定的保存期限未届满，或者删除个人信息从技术上难以实现的，个人信息处理者应当停止除存储和采取必要的安全保护措施之外的处理。	(3) 個人が同意を撤回した。 (4) 個人情報処理者が法律、行政法規又は約定に違反して個人情報を処理している。 (5) 法律、行政法規が規定するその他の状況。 法律、行政法規が規定する保存期間が満了していない、又は個人情報の削除が技術的に実現困難である場合、個人情報処理者は、保存及び必要な安全保護措置以外の処理を停止しなければならない。
第四十八条 个人有权要求个人信息处理者对其个人信息处理规则进行解释说明。	第 48 条 個人は、個人情報処理者に対し、その個人情報処理規則の説明を求める権利を有する。
第四十九条 自然人死亡的，其近亲属为了自身的合法、正当利益，可以对死者的相关个人信息行使本章规定的查阅、复制、更正、删除等权利；死者生前另有安排的除外。	第 49 条 自然人が死亡した場合、その近親者は、自身の合法、正当利益のために、死亡者に関する個人情報に対して本章が規定する閲覧、複製、訂正、削除等の権利を行使することができる。死亡者が生前、別途手配している場合を除く。
第五十条 个人信息处理者应当建立便捷的个人行使权利的申请受理和处理机制。拒绝个人行使权利的请求的，应当说明理由。 个人信息处理者拒绝个人行使权利的请求的，个人可以依法向人民法院提起诉讼。	第 50 条 個人情報処理者は、個人が権利を行使する際の簡便な申請、受理及び処理メカニズムを構築しなければならない。個人が権利行使する請求を拒絶する場合、理由を説明しなければならない。 個人情報処理者が個人の権利行使の請求を拒絶する場合、個人は法に基づき人民法院に訴訟を起こすことができる。
第五章 个人信息处理者的义务	第 5 章 個人情報処理者の義務
第五十一条 个人信息处理者应当根据个人信息的处理目的、处理方式、个人信息的种类以及对个人权益的影响、可能存在的安全风险等，采取下列措施确保个人信息处理活动符合法律、行政法规的规定，并防止未经授权的访问以及个人信息泄露、篡改、丢失： (一) 制定内部管理制度和操作规程； (二) 对个人信息实行分类管理； (三) 采取相应的加密、去标识化等安全技术措施；	第 51 条 個人情報処理者は、個人情報の処理目的、処理方式、個人情報の種類、個人権益に対する影響、存在する可能性のあるセキュリティリスクなどに基づき、以下の措置を講じて、個人情報処理活動が法律、行政法規の規定に合致していることを保証し、かつ、授權を受けていないアクセスや個人情報の漏えい、改竄、紛失を防止しなければならない。 (1) 内部管理制度及び操作规程の制定

(四) 合理确定个人信息处理的操作权限，并定期对从业人员进行安全教育和培训； (五) 制定并组织实施个人信息安全事件应急预案； (六) 法律、行政法规规定的其他措施。	(2) 個人情報分類管理 (3) 対応する暗号化、非識別化等のセキュリティ技術措置をとる (4) 個人情報処理の操作権限を合理的に確定し、かつ、定期的に従業員に対し安全教育や研修を行う (5) 個人情報安全事件の救急プランの制定及び実施 (6) 法律、行政法規が規定するその他の措置。
第五十二条 处理个人信息达到国家网信部门规定数量的个人信息处理者应当指定个人信息保护负责人，负责对个人信息处理活动以及采取的保护措施等进行监督。 个人信息处理者应当公开个人信息保护负责人的联系方式，并将个人信息保护负责人的姓名、联系方式等报送履行个人信息保护职责的部门。	第 52 条 個人情報の処理が国家ネットワーク情報部門の規定する数量に達する個人情報処理者は、個人情報保護責任者を指定し、個人情報処理活動や実施する保護措置等に対する監督に責任を負わなければならない。 個人情報処理者は、個人情報保護責任者の連絡先を公開し、かつ、個人情報保護責任者の氏名、連絡先等を、個人情報保護職責履行部門へ提出する。
第五十三条 本法第三条第二款规定的中华人民共和国境外的个人信息处理者，应当在中华人民共和国境内设立专门机构或者指定代表，负责处理个人信息保护相关事务，并将有关机构的名称或者代表的姓名、联系方式等报送履行个人信息保护职责的部门。	第 53 条 本法第 3 条第 2 項に規定する中華人民共和国国外の個人情報処理者は、中華人民共和国国内に専門機関を設立し、又は代表者を指定し、個人情報保護に関する業務の処理に責を負わせ、かつ、関連機関の名称又は代表者の氏名、連絡先等を、個人情報保護の職責を履行する部門に提出する。
第五十四条 个人信息处理者应当定期对其处理个人信息遵守法律、行政法规的情况进行合规审计。	第 54 条 個人情報処理者は、定期的に、自らの個人情報の処理の法律、行政法規の遵守状況についてコンプライアンス監査を実施しなければならない。
第五十五条 有下列情形之一的，个人信息处理者应当事前进行个人信息保护影响评估，并对处理情况进行记录： (一) 处理敏感个人信息； (二) 利用个人信息进行自动化决策； (三) 委托处理个人信息、向其他个人信息	第 55 条 以下の状況のうちひとつに該当する場合、個人情報処理者は、事前に個人情報保護の影響評価を行い、かつ、処理状況を記録しなければならない。 (1) デリケートな個人情報を処理する場合 (2) 個人情報を利用して意思決定の自動化

处理者提供个人信息、公开个人信息； （四）向境外提供个人信息； （五）其他对个人权益有重大影响的个人信息处理活动。	を行う場合 （3）個人情報の処理を委託し、他の個人情報処理者に個人情報を提供し、個人情報を公開する場合 （4）国外へ個人情報を提供する場合 （5）個人の権益に重大な影響を及ぼすその他の個人情報処理活動。
第五十六条 个人信息保护影响评估应当包括下列内容： （一）个人信息的处理目的、处理方式等是否合法、正当、必要； （二）对个人权益的影响及安全风险； （三）所采取的保护措施是否合法、有效并与风险程度相适应。 个人信息保护影响评估报告和处理情况记录应当至少保存三年。	第 56 条 個人情報保護の影響評価には、以下の内容を含まなければならない。 （1）個人情報の処理目的、処理方式等が合法、正当、必要か否か （2）個人の権益への影響及びセキュリティリスク （3）採用した保護措置が合法的、効果的であり、かつ、リスクの程度に適合しているか否か。 個人情報保護の影響評価報告書や処理状況の記録は、少なくとも 3 年間保存しなければならない。
第五十七条 发生或者可能发生个人信息泄露、篡改、丢失的，个人信息处理者应当立即采取补救措施，并通知履行个人信息保护职责的部门和个人。通知应当包括下列事项： （一）发生或者可能发生个人信息泄露、篡改、丢失的信息种类、原因和可能造成的危害； （二）个人信息处理者采取的补救措施和个人可以采取的减轻危害的措施； （三）个人信息处理者的联系方式。 个人信息处理者采取措施能够有效避免信息泄露、篡改、丢失造成危害的，个人信息处理者可以不通知个人；履行个人信息保护职责的部门认为可能造成危害的，有权要求个人信息处理者通知个人。	第 57 条 個人情報の漏えい、改竄、紛失が発生又は発生する可能性がある場合、個人情報処理者は、直ちに救済措置を講じ、かつ、個人情報保護の職責履行部門や個人に通知しなければならない。通知には、以下の事項を含まなければならない。 （1）個人情報の漏えい、改竄、紛失が発生又は発生する可能性がある情報の種類、原因及び起こる可能性のある危害 （2）個人情報処理者が講じる救済措置、個人が講じることのできる危害軽減措置 （3）個人情報処理者の連絡先。 個人情報処理者が措置を講じ、情報の漏えい、改竄、紛失による危害の発生を効果的に回避し得る場合、個人情報処理者は個人に通知しなくてもよい。個人情報保護職責履行部門が、危害を招く可能性があることを認める場合、個人情報処理者に対し個人に通知するよう要求する権利を有する。

第五十八条 提供重要互联网平台服务、用户数量巨大、业务类型复杂的个人信息处理者，应当履行下列义务： （一）按照国家规定建立健全个人信息保护合规制度体系，成立主要由外部成员组成的独立机构对个人信息保护情况进行监督； （二）遵循公开、公平、公正的原则，制定平台规则，明确平台内产品或者服务提供者处理个人信息的规范和保护个人信息的义务； （三）对严重违反法律、行政法规处理个人信息的平台内的产品或者服务提供者，停止提供服务； （四）定期发布个人信息保护社会责任报告，接受社会监督。	第 58 条 重要なインターネットプラットフォームサービスを提供し、ユーザー数が大量で、業務のカテゴリーが複雑な個人情報処理者は、以下の義務を履行しなければならない。 （1）国家规定に従って健全な個人情報保護のコンプライアンス制度システムを構築し、主に外部メンバーで構成される独立機関を設立して、個人情報の保護状況を監督する。 （2）公開、公平、公正の原則を遵守し、プラットフォーム規則を制定し、プラットフォーム内の製品又はサービスの提供者が個人情報を処理する際の規範や個人情報の保護義務を明確にする。 （3）法律、行政法規に重大に違反して個人情報を処理しているプラットフォーム内の製品又はサービス提供者に対して、サービスの提供を停止する。 （4）個人情報保護の社会責任報告書を定期的に発表し、社会の監督を受ける。
第五十九条 接受委托处理个人信息的受托人，应当依照本法和有关法律、行政法规的规定，采取必要措施保障所处理的个人信息的安全，并协助个人信息处理者履行本法规定的义务。	第 59 条 個人情報処理の委託を受けた受託者は、本法及び関連の法律、行政法規の規定に従って、必要な措置を講じて処理する個人情報の安全を保障し、かつ、個人情報処理者に協力して本法に規定する義務を履行しなければならない。
第六章 履行个人信息保护职责的部门	第 6 章 個人情報保護の職責を履行する部門
第六十条 国家网信部门负责统筹协调个人信息保护工作和相关监督管理工作。国务院有关部门依照本法和有关法律、行政法规的规定，在各自职责范围内负责个人信息保护和监督管理工作。 县级以上地方人民政府有关部门的个人信息保护和监督管理职责，按照国家有关规定确定。 前两款规定的部门统称为履行个人信息	第 60 条 国家ネットワーク情報部門は、個人情報保護作業及び関連の監督管理業務を統括、協調する責を負う。国务院関連部門は、本法及び関連法律、行政法規の規定に基づいて、各自の職責範囲内で、個人情報保護及び監督管理業務に責を負う。 県級以上の地方人民政府関連部門の個人情報保護及び監督管理職責は、国家関連規定に基づいて確定する。

保护职责的部门。	前二項で規定する部門を、個人情報保護職責履行部門と総称する。
第六十一条 履行个人信息保护职责的部门履行下列个人信息保护职责： （一）开展个人信息保护宣传教育，指导、监督个人信息处理者开展个人信息保护工作； （二）接受、处理与个人信息保护有关的投诉、举报； （三）组织对应用程序等个人信息保护情况进行测评，并公布测评结果； （四）调查、处理违法个人信息处理活动； （五）法律、行政法规规定的其他职责。	第 61 条 個人情報保護職責履行部門は、以下の個人情報保護の職責を履行する。 (1) 個人情報保護の宣伝教育を行い、個人情報処理者が実施する個人情報保護を指導、監督する (2) 個人情報の保護に関する苦情、通報を受け付け、処理する (3) 応用手順等の個人情報保護状況について評価を実施し、評価結果を発表する (4) 違法な個人情報処理活動を調査、処分する (5) 法律、行政法規が規定するその他の職責。
第六十二条 国家网信部门统筹协调有关部门依据本法推进下列个人信息保护工作： （一）制定个人信息保护具体规则、标准； （二）针对小型个人信息处理者、处理敏感个人信息以及人脸识别、人工智能等新技术、新应用，制定专门的个人信息保护规则、标准； （三）支持研究开发和推广应用安全、方便的电子身份认证技术，推进网络身份认证公共服务建设； （四）推进个人信息保护社会化服务体系建设，支持有关机构开展个人信息保护评估、认证服务； （五）完善个人信息保护投诉、举报工作机制。	第 62 条 国家ネットワーク情報部門は関連部門を統括、協調し、本法に基づき以下の個人情報保護作業を推進する。 (1) 個人情報保護の具体的な規則、基準の制定 (2) 小型個人情報処理者、デリケートな個人情報の処理、顔認証、人工知能等の新たな技術、新たな応用に対して、専門の個人情報保護規則、基準を制定する (3) 応用が安全で便利な電子身分認証技術の研究開発及び普及を支援し、ネットワーク身分認証公共サービスの建設を推進する (4) 個人情報保護の社会化サービスシステムの建設を推進し、関連機関による個人情報保護の評価、認証サービスの実施を支援する。 (5) 個人情報保護の苦情、通報処理メカニズムを整備する。
第六十三条 履行个人信息保护职责的部门履行个人信息保护职责，可以采取下列措施： （一）询问有关当事人，调查与个人信息处理活动有关的情况； （二）查阅、复制当事人与个人信息处理活	第 63 条 個人情報保護職責履行部門が個人情報保護の職責を履行する場合、以下の措置を講じることができる。 (1) 関連の当事者に問い合わせ、個人情報処理活動に関する状況を調査する

动有关的合同、记录、账簿以及其他有关资料； （三）实施现场检查，对涉嫌违法的个人信息处理活动进行调查； （四）检查与个人信息处理活动有关的设备、物品；对有证据证明是用于违法个人信息处理活动的设备、物品，向本部门主要负责人书面报告并经批准，可以查封或者扣押。 履行个人信息保护职责的部门依法履行职责，当事人应当予以协助、配合，不得拒绝、阻挠。	(2) 当事者の個人情報処理活動に関連する契約、記録、帳簿及びその他の関連資料を閲覧、複製する (3) 現場検査を実施し、違法の嫌疑がある個人情報処理活動に対して調査を行う (4) 個人情報処理活動に関連する設備、物品を検査し、違法な個人情報処理活動に用いられた設備、物品であることを証明する証拠がある場合は、本部門の主要責任者に書面で報告し、認可を得て、封鎖又は差し押さえることができる。 個人情報保護職責履行部門が法に基づき職責を履行する場合、当事者は協力しなければならない、拒絶、妨害してはならない。
第六十四条 履行个人信息保护职责的部门在履行职责中，发现个人信息处理活动存在较大风险或者发生个人信息安全事件的，可以按照规定的权限和程序对该个人信息处理者的法定代表人或者主要负责人进行约谈，或者要求个人信息处理者委托专业机构对其个人信息处理活动进行合规审计。个人信息处理者应当按照要求采取措施，进行整改，消除隐患。 履行个人信息保护职责的部门在履行职责中，发现违法处理个人信息涉嫌犯罪的，应当及时移送公安机关依法处理。	第 64 条 個人情報保護職責履行部門は、職責履行中に、個人情報処理活動に比較的大きなリスクが存在し、又は個人情報安全事件が発生していることを発見した場合、規定の権限及び手順に従って、当該個人情報処理者の法定代表者若しくは主要責任者と面談し、又は個人情報処理者に対し、専門機関に委託してその個人情報処理活動のコンプライアンス監査を実施するよう要求することができる。個人情報処理者は、要求に従って措置を講じ、改善し、リスクを除去しなければならない。 個人情報保護職責履行部門は、職責履行中に、個人情報を違法に処理し犯罪の疑いがあるものを発見した場合、速やかに公安機関に移送し、法に基づき処理しなければならない。
第六十五条 任何组织、个人有权对违法个人信息处理活动向履行个人信息保护职责的部门进行投诉、举报。收到投诉、举报的部门应当依法及时处理，并将处理结果告知投诉、举报人。 履行个人信息保护职责的部门应当公布接受投诉、举报的联系方式。	第 65 条 如何なる組織、個人も、違法な個人情報処理活動について、個人情報保護職責履行部門に苦情、通報を行う権利を有する。苦情、通報を受けた部門は、法に基づき速やかに処理し、かつ、処理結果を苦情・通報者に告知しなければならない。 個人情報保護職責履行部門は、苦情、通

	報を受ける連絡先を公表しなければならない。
第七章 法律责任	第 7 章 法的責任
第六十六条 违反本法规定处理个人信息，或者处理个人信息未履行本法规定的个人信息保护义务的，由履行个人信息保护职责的部门责令改正，给予警告，没收违法所得，对违法处理个人信息的应用程序，责令暂停或者终止提供服务；拒不改正的，并处一百万元以下罚款；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处一万元以上十万元以下罚款。 有前款规定的违法行为，情节严重的，由省级以上履行个人信息保护职责的部门责令改正，没收违法所得，并处五千万元以下或者上一年度营业额百分之五以下罚款，并可以责令暂停相关业务或者停业整顿、通报有关主管部门吊销相关业务许可或者吊销营业执照；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处十万元以上一百万元以下罚款，并可以决定禁止其在一定期限内担任相关企业的董事、监事、高级管理人员和个人信息保护负责人。	第 66 条 本法の規定に違反して個人情報処理し、又は個人情報の処理において本法に規定する個人情報保護義務を履行していない場合、個人情報保護職責履行部門が改善を命令し、警告を与え、違法所得を没収し、違法に個人情報を処理した手順について暫時停止を命令し、又はサービス提供の終了を命令する。改善を拒否した場合、併せて 100 万元の罰金を科す。直接責を負う主管人員及びその他の直接責任者に対しては、1 万元以上 10 万元以下の罰金を科す。 前項に規定する違法行為があり、情状が深刻な場合、省級以上の個人情報保護職責履行部門は、改善を命令し、違法所得を没収し、併せて 5,000 万元以下又は前年度営業額の 5%以下の罰金を科し、かつ、関連業務の一時停止又は廃業整理を命令し、関連の主管部門に通知して関連の業務許可又は営業許可証を没収することができる。直接責を負う主管人員及びその他の直接責任者には 10 万元以上 100 万元以下の罰金を科し、かつ、同人が一定期間、関連企業の董事、監事、高級管理職、個人情報保護責任者に就くことの禁止を決定することができる。
第六十七条 有本法规定的违法行为的，依照有关法律、行政法规的规定记入信用档案，并予以公示。	第 67 条 本法に規定する違法行為があった場合、関連の法律、行政法規の規定に基づき信用檔案に記入し、公示する。
第六十八条 国家机关不履行本法规定的个人信息保护义务的，由其上级机关或者履行个人信息保护职责的部门责令改正；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分。 履行个人信息保护职责的部门的工作人员玩忽职守、滥用职权、徇私舞弊，尚不构	第 68 条 国家機関が本法に規定する個人情報保護義務を履行しない場合、その上級機関又は個人情報保護職責履行部門が改善を命令する。直接責を負う主管人員及びその他の直接責任者に対しては法に基づき処分する。 個人情報保護職責履行部門の職員が職務

成犯罪的，依法给予处分。	怠慢、職権濫用、私利のために不正を働いた場合で、犯罪を構成していないものについては、法に基づき処分する。
第六十九条 处理个人信息侵害个人信息权益造成损害，个人信息处理者不能证明自己没有过错的，应当承担损害赔偿等侵权责任。 前款规定的损害赔偿按照个人因此受到的损失或者个人信息处理者因此获得的利益确定；个人因此受到的损失和个人信息处理者因此获得的利益难以确定的，根据实际情况确定赔偿数额。	第 69 条 個人情報処理が個人情報権益を損ない、損害を招き、個人情報処理者が自らに過失が無いことを証明できない場合、損害賠償等の権利侵害責任を負わなければならない。 前項に規定する損害賠償責任は、個人がそれにより受けた損失又は個人情報処理者がそれにより得た利益に基づいて確定する。個人がそれにより受けた損失や個人情報処理者がそれにより得た利益が確定し難い場合は、実際の状況に応じて賠償額を確定する。
第七十条 个人信息处理者违反本法规定处理个人信息，侵害众多个人的权益的，人民检察院、法律规定的消费者组织和由国家网信部门确定的组织可以依法向人民法院提起诉讼。	第 70 条 個人情報処理者が本法の規定に違反して個人情報を処理し、多くの個人の権益を損なった場合、人民検察院、法律により規定された消費者組織及び国家ネットワーク情報部門が確定した組織は、法に基づき人民法院に訴訟を起こすことができる。
第七十一条 违反本法规定，构成违反治安管理行为的，依法给予治安管理处罚；构成犯罪的，依法追究刑事责任。	第 71 条 本法の規定に違反し、治安管理等違反行為を構成する場合、法に基づき治安管理等の処罰を与える。犯罪を構成する場合は、法に基づき刑事責任を追及する。
第八章 附 则	第 8 章 付則
第七十二条 自然人因个人或者家庭事务处理个人信息的，不适用本法。 法律对各级人民政府及其有关部门组织实施的统计、档案管理活动中的个人信息处理有规定的，适用其规定。	第 72 条 自然人が個人又は家庭事務の処理により個人情報を処理する場合は、本法を適用しない。 法律が、各級人民政府及びその関連部門が組織して実施する統計、檔案管理活動における個人情報の処理に対して規定を有する場合、その規定を適用する。
第七十三条 本法下列用语的含义： （一）个人信息处理者，是指在个人信息处理活动中自主决定处理目的、处理方式的组织、个人。	第 73 条 本法の用語の定義は以下の通り。 （1）個人情報処理者とは、個人情報処理活動において処理目的、処理方式を自主決定する組織、個人を指す。

（二）自动化决策，是指通过计算机程序自动分析、评估个人的行为习惯、兴趣爱好或者经济、健康、信用状况等，并进行决策的活动。 （三）去标识化，是指个人信息经过处理，使其在不借助额外信息的情况下无法识别特定自然人的过程。 （四）匿名化，是指个人信息经过处理无法识别特定自然人且不能复原的过程。	（2）意思決定の自動化とは、コンピュータプログラムにより個人の行動習慣、趣味嗜好又は経済、健康、信用の状況等について自動的に分析、評価を行い、かつ、意思決定する活動を指す。 （3）非識別化とは、個人情報処理され、付加的な情報を介さない状況で特定の自然人を識別できないようにするプロセスを指す。 （4）匿名化とは、個人情報処理され、特定の自然人を識別し得ず、且つ復元できないプロセスを指す。
第七十四条 本法自 2021 年 11 月 1 日起施行。	第 74 条 本法は 2021 年 11 月 1 日より施行する。

華鐘諮詢